

ガーデンハウス鈴が峰建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は、建築基準法及び広島市建築協定条例に基づき、この協定の第3条に規定する区域内の建築物の位置、構造、形態、意匠及び用途に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、ガーデンハウス鈴が峰建築協定（以下「協定」という。）と称する。

(協定区域)

第3条 この協定の区域（以下「協定区域」という。）は、次のとおりとする。

広島市西区鈴が峰町19番地の3及び19番地の5から19番地の142までの区域とする。（別添図面のとおり。）

(建築物の基準)

第4条 協定区域内の建築物の位置、構造、形態、意匠及び用途に関する基準は、次の各号のとおりとする。

一 建築物を新築、増築してはならない。ただし、次のイ、ロ又はハに該当する場合は、この限りでない。

イ 第10条に規定する協定運営委員会（以下「協定運営委員会」という。）が承認した場合の新築及び増築

ロ 各住戸専有敷地内での床面積の合計5平方メートル以内の平家建て増築

ハ 集会所敷地内での床面積の合計50平方メートル以内の平

家随て増築

- 二 前号の増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1メートル以上とする。ただし、同一棟の隣戸との敷地境界線までの距離については、その隣戸の所有者及び居住者の同意を得た場合は、この限りでない。
- 三 第一号の増築部分の構造は、既存部分の防火性能と同等以上の性能を有するものとし、材質、色調等の意匠について、既存建築物との調和の維持に努めるものとする。
- 四 協定区域内の住宅は、協定運営委員会が承認する場合を除き、住宅以外の他の用途に供してはならない。
- 五 生垣を除き、高さ1.5メートルを超える塀その他の囲いは、設置してはならない。
- 六 屋外広告物を設置してはならない。
- 七 第五号及び第六号の規定は、公共公益のためのもので、協定運営委員会の承認を得たものについては、適用しない。

(協定の効力)

第5条 この協定は、建築基準法第76条の3第1項の規定により住宅・都市整備公団が設置し、2以上の協定区域内の土地の所有者又は建築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者(以下「土地の所有者等」という。)が存するととなつた時から効力を有する。

- 2 この協定は、市長の認可の公告のあつた日以後に土地所有者等になつた者に対しても、その効力を有する。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、市長の認可の公告があつた日から10年間とする。ただし、期間満了前に土地の所有者等の過半数の申出がなければ、この有効期間は自動的に更新されるものとする。

なお、違反者の措置に関しては、期間（更新された期間を含む。）満了後も効力を有するものとする。

（協定の変更及び廃止）

第7条 この協定の内容を変更しようとする場合は、土地の所有者等全員の合意によらなければならない。

2 この協定を廃止しようとする場合は、土地の所有者等の過半数の合意によらなければならない。

（違反者の措置）

第8条 第4条の規定に違反する者があつた場合、第10条に規定する委員長は、協定運営委員会の決定に基づき、その違反者に対して、工事施工停止を請求し、かつ、書面により相当の懲与期間を付けて違反行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があつた場合は、その違反者は、遅滞なく、自己の費用負担のもとに必要な是正措置をとらなければならない。

（裁判所への提訴）

第9条 前条第1項に規定する請求があつた場合で、違反者がその請求に従わないときは、委員長は協定運営委員会の決定に基づき、工事施工停止又は違反建築物の除去を裁判所に提訴するものとする。

- 2 前項の提訴手続等に必要な費用は、その違反者の負担とする。

(協 定 運 営 委 員 会)

第 10 条 この協定を運営するために、土地の所有者等の互選により、若干名の委員による協定運営委員会を設ける。

- 2 協定運営委員会には、委員の互選により次の役員をおく。

委 員 長 / 名

副委員長 / 名

会 計 委 員 / 名

- 3 委員長は、協定の事務を総括し、協定者を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代理する。

- 5 会計委員は、委員会の経理に関する事務を処理する。

- 6 委員の任期は、/ 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 委員、役員は、再任されることができる。

(補 則)

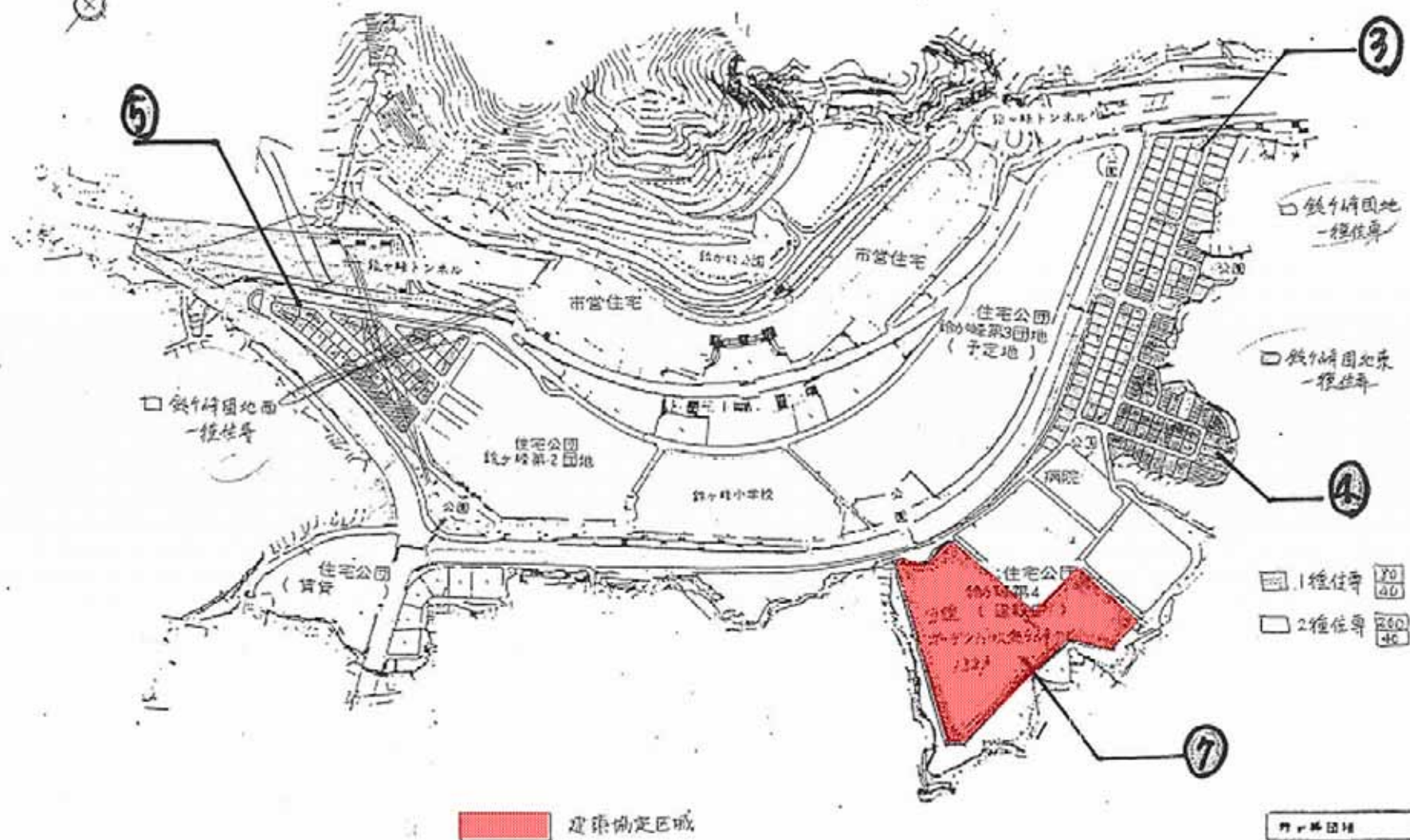
第 11 条 この協定に定めるもののほか、協定運営委員会の運営及び組織等について必要な事項は別に定める。

(附 則)

この協定の証として、本誓 2 通を作成し、その一部を市長に提出し、他の一部を委員長が保管し、その写しを土地所有者等全員が保管するものとする。

昭和 58 年 8 月 2 日

餘如峰園地西建築勘定區域圖



鄂 产 纸 团 组									
第 1		号 面 积							
8.8	1.4	6.84	2.1	8.8	1.5000				
仁 兴 市 西 林 纸 业 有 限 公 司 二 分 厂									